給与等の支払を受けている方で、国民健康保険に加入していますか。
(※自営業の方は対象外です。)

いいえ → 支給対象ではありません

はい ↓

令和5年5月7日までに、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われますか。
(※ 濃厚接触の疑いがある方は対象外です。)

いいえ → 支給対象ではありません

はい ↓

療養のために仕事を3日間連続で休んだ後、4日目以降に休んだ日がありますか。
〈例〉次の場合、4日目及び6日目が支給対象日となります。
1日目：出勤予定日→発症。療養のため、休暇。
2日目：公休日
3日目：出勤予定日→療養のため、休暇。
4日目：出勤予定日→療養のため、休暇。
5日目：公休日
6日目：出勤予定日→療養のため、休暇。

※1　1日目は、出勤予定日でなくてはなりません。
※2　1日目から3日目は有給・無給を問いません。

いいえ → 支給対象ではありません

はい ↓

療養のため、仕事をすることができなかった期間の給与の全部を受けていない、または一部を受けていて、支給額※よりも低い額が支給されていますか。

いいえ → 支給対象ではありません

はい ↓

支給対象となる可能性があります。
市民課国保班にお問い合わせください。
０４７５－７０－０３３４

※支給額
直近の継続した３月間の給与収入の合計額÷就労日数×３分の２×支給対象日数
1日あたりの支給上限30,887円
（令和4年5月現在）

※就労できなかった日ごとに、その翌日から2年を経過すると、
時効により傷病手当金の申請ができなくなります。